

広川町告示第7号

広川町移住用地の無償譲渡に関する条例施行規則をここに公布する。

令和6年3月1日

広川町長 西岡利記

別紙のとおり

広川町規則第1号

広川町移住用地の無償譲渡に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、広川町移住用地の無償譲渡に関する条例（令和5年広川町条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(移住用地の名称及び位置)

第2条 条例第3条に規定する移住用地の名称及び位置は、別表に定めるところによる。

(移住用地の譲渡対象者)

第3条 条例第5条に規定する移住用地の譲渡対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 自己の住宅を建築して所有する者であつて、将来にわたつて広川町に定住し、町の行事や地域活動に積極的に取り組み、町の発展に寄与する意思を有するもの
- (2) 申込時において、広川町外に住民票を有する者
- (3) 住宅建築費用の負担能力があると認められる者
- (4) 申込時において、10年以内に婚姻した者であつて、夫婦の年齢合計が80歳以下であるもの
- (5) 公租公課を滞納していない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団の構成員又は準構成員でない者
- (7) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者

(申込書)

第4条 条例第6条の規定による申込書の提出は、広川町移住用地の無償譲渡申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 確約書（様式第2号）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書（様式第3号）
- (3) 連帯保証人調書（様式第4号）
- (4) 申込人の印鑑証明書
- (5) 申込人の戸籍謄本
- (6) 申込人及び世帯員全員の納税証明書
- (7) 申込人及び世帯員全員の所得証明書
- (8) 連帯保証人の印鑑証明書
- (9) 連帯保証人の納税証明書
- (10) 連帯保証人の所得証明書
- (11) その他町長が必要と認めるもの
(連帯保証人)

第5条 移住用地の譲渡対象者は、独立の生計を営む者であつて、住宅ローン等の償還の資力を有するものを連帯保証人として1名立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人は、申込人又はその配偶者の父母又は2親等以内の親族（父母又は2親等以内の親族がない場合は、町長が適当と認めた者）とする。
- 3 連帯保証人が死亡したとき又は変更しようとするときは、速やかに新たな連帯保証人を選任し、連帯保証人調書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。
- 4 連帯保証人の責任限度額は、1,000万円とする。

（審査委員会）

第6条 条例第7条第1項に規定する審査委員会は、町長が指名する者をもつて組織する。

- 2 委員長は、副町長をもつて充て、審査委員会の会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長があらかじめ指名する者をもつて充て、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代理する。
- 4 審査委員会は、委員の過半数が出席し、その過半数をもつて審査委員会の意見を決議する。

5 審査委員会は非公開とする。

(譲渡候補者の決定)

第7条 条例第8条第1項の規定による譲渡候補者が複数の場合の選定方法は、抽選により行うものとする。

2 抽選に参加できる者は、申込人の中から審査委員会の意見を聴いて町長が選定するものとする。

(譲渡候補者の決定通知)

第8条 条例第8条第2項の規定による通知は、広川町移住用地の譲渡候補者決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(譲渡の契約)

第9条 譲渡候補者は、広川町移住用地の無償譲渡に関する契約書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添えて、前条の決定通知があつた日から1箇月以内に譲渡契約を締結しなければならない。

(1) 印鑑証明書(連帯保証人を含む。)

(2) 住宅の位置図、立面図及び平面図

(3) 工事請負契約書

(4) 住宅の設計図面

(5) 誓約書(様式第7号)

2 譲渡契約締結後に、やむを得ない理由により譲渡候補者(連帯保証人を含む。)を変更しようとするときは、町長は内容を調査のうえ、契約の内容を変更することができる。

(住宅の要件)

第10条 条例第10条第1項第1号の規則で定める住宅の要件は、次に掲げるものとする。

(1) 自己の居住に供するための住宅であること。

(2) 玄関、居室、便所及び台所を備えており、床面積(併用住宅においては、住宅部分の床面積)が50平方メートル以上の建物であること。

(3) 仮設用ユニットハウス等の簡易な仕様・構造の住宅ではないこと。

(完了報告)

第11条 条例第9条の契約を締結した者（以下「譲渡契約者」という。）は、前条に規定する住宅を新築し、住民登録が完了してから1箇月以内に完了報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 譲渡契約者及びその配偶者の住民票

(2) 新築した住宅の登記簿謄本の写し

(3) 新築した住宅の全景写真

(現況報告)

第12条 譲渡契約者は前項の完了報告書を提出した日から10年を経過するまでの間、毎年度の4月1日に、現況報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 新築した住宅に居住している者すべての住民票

(2) 新築した住宅の直近1箇月の全景写真

(禁止事項の確認)

第13条 条例第11条第2項により所有権移転が行われた移住用地は、譲渡の日から10年間、条例第15条に定める禁止事項等について、定期的に状況確認を行うものとする。

(譲渡の解除)

第14条 条例第16条の規定により譲渡契約の解除を行うときは、文書をもって譲渡契約者に通知し、条例第14条の規定により当該土地の返還を求めるとともに、更地にするなどの原状回復を命じなければならない。

(違約金の額)

第15条 条例、本規則及び譲渡契約に規定する違約金は、無償譲渡した土地1平方メートルにつき5,000円とする。

(公租公課等)

第16条 移住用地の譲渡に係る公租公課及び契約等に要した経費は、譲渡契約者の

負担とする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	地番	備考
北道	広川町大字広字北道 8 9 8 番地 1 7	
	広川町大字広字北道 8 9 8 番地 1 8	
	広川町大字広字北道 8 9 8 番地 1 9	
	広川町大字広字北道 8 9 8 番地 2 0	
	広川町大字広字北道 8 9 8 番地 2 1	
	広川町大字広字北道 8 9 8 番地 2 2	
	広川町大字広字北道 8 9 8 番地 2 3	
	広川町大字広字北道 8 9 8 番地 2 5	